

素案

京都市国際戦略ビジョン (仮称)

令和3年 月策定

目次

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の経緯
- 3 これまでの取組
- 4 本市に求められる政策

第2章 戦略ビジョン

- 1 「第3期京都市基本計画」で目指す国際都市像
- 2 戦略ビジョンの位置づけ
- 3 国際的な事業の展開の意義
- 4 取組の展開方向

第3章 指標、推進体制

- 1 指標
- 2 戦略ビジョンの推進体制

資料

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

策定中

2 策定の経緯

千年以上にわたって日本の首都であった京都は、これまでの長い歴史の中で、国内外から多様な文化を積極的に受け入れることにより、独自の豊かな文化を築きあげてきました。こうした歴史を引き継ぐ京都市は、昭和 53（1978）年に、「世界文化自由都市」を宣言し、「全世界のひとびとが人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに自由に集い、交流を行う都市」を理想像とし、あらゆる政策の最上位の理念に位置付け、都市経営を行ってきました。

とりわけ、国際分野においては、京都市国際交流推進大綱（1990 年～1996 年）、京都市国際化推進大綱（1997 年～2007 年）を経て、京都市国際化推進プラン（2008 年～）を策定することにより、国際化を推進してまいりました。

一方、本市はもとより、わが国を取り巻く国際情勢に目を向けると、国内における人口減少や新興国の成長、国内外における都市間競争の激化など、国際社会を取り巻く環境は目まぐるしく進展しています。こうしたなか、2020 年から始まった新型コロナウイルスの世界的な流行によって、各国で渡航制限がとられ、従来の人の往来による交流が難しくなるなど、これまでに経験したことのない事態になっています。

本市を取り巻く国際社会の状況が著しく変化するなかであっても、「世界文化自由都市」の理念の実現のため、本市が世界に誇る歴史や伝統文化、産業、緑豊かな風土、環境や景観等の先進的な取組などの魅力を広く世界に発信し、世界中から多種多様な人々を積極的に受け入れ、様々な交流を通して新しい価値を創造し、あらゆる市民が外国文化への理解を深めることにより、異なる文化的背景や価値観等の多様性が生かされるまちづくりを行う必要があります。

3 これまでの取組

京都市国際化推進プラン（2008年～2020年）では、京都の魅力の向上と発信、市民主体の国際交流・国際協力の推進、多文化共生社会の実現等を国際化に関わる方針として掲げ、取組を推進してきました。

京都の魅力の向上と発信においては、文化庁の全面的な京都への移転決定を追い風に、歴史都市・文化芸術都市・環境先進都市など、京都がもつ多彩な魅力の向上のための施策や、国内外のメディアや海外拠点を使った情報の発信、外国からの訪問者が快適に過ごせる環境の整備を行ってきました。

市民主体の国際交流・国際協力の推進の取組では、9つの姉妹都市との幅広い交流や特定の分野で市民間の交流を行政が支援するパートナーシティの枠組みを生かし、市民主体の交流が円滑に進むよう側面支援してまいりました。また、本市が設立当初から会長都市を務める世界歴史都市連盟では、「歴史都市」という共通の絆で結ばれた都市のネットワークを活かした取り組みを続けるとともに、京都議定書が誕生した都市として、地球温暖化対策の解決に向け、様々な国際会議の場で海外の都市と事例を共有するなど、世界の課題解決に向けた取組も進めてきました。

多文化共生社会の実現に向けては、本市の国際化を進める中核的施設である京都市国際交流会館をはじめ、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンや様々な団体と共に、外国籍市民等※への日本語教育や多言語対応といったコミュニケーション支援、教育環境や福祉、災害対応などの生活支援、地域社会における異文化への理解の促進など、多文化共生の地域づくりに取り組んでまいりました。近年では、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」（平成30（2018）年）を策定したほか、同年の「出入国管理及び難民認定法」改正を受け、外国籍市民等と、市民生活や地域コミュニティとの調和をはかり、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域の活性化につなげる方策を全庁一体となって検討するため、多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」を立ち上げるなどの取組を進めています。

＜京都市国際化推進プラン計画期間における関連データ推移＞

国際会議開催件数（京都市域）	171件（H20年）▶ 349件（H30年） 2倍
世界歴史都市連盟加盟都市数	78都市 52箇国（H20年）▶ 119都市 65箇国・地域（R1年）
パートナーシティ提携数	1都市（H20年）▶ 6都市（H30年）
年間外国人宿泊客数	93.7万人（H20年）▶ 450万人（H30年） 4.8倍 ※目標 300万人（令和2年）
外国籍の住民基本台帳登録者数（各年12月末現在）	総 数…39,570人（H20年）▶ 48,773人（R1年） 永住者数… 3,913人（H20年）▶ 5,935人（R1年） 留学生数… 4,436人（H20年）▶ 12,922人（H30年）

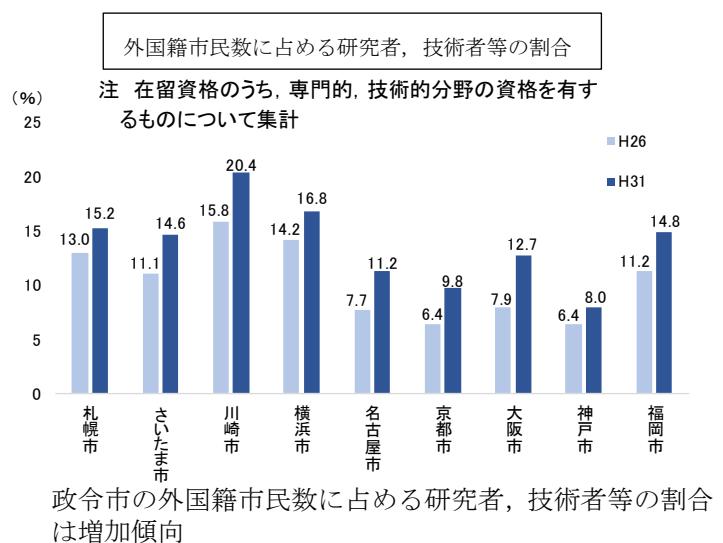
※本戦略ビジョン中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、海外にルーツを持つ日本国籍の市民や帰国児童・生徒も広く含めた表現です。

4 本市に求められる政策

～第3期京都市基本計画 政策分野「国際」における現状と課題から～

(1) 国際社会における都市間競争

国内における人口減少や新興国の成長等により、これまで以上に都市間における研究者、技術者等の取り込みや企業誘致の競争が激しくなるなか、世界に向けて京都市の魅力を発信するとともに、世界の優れた企業や研究者、技術者に選ばれるような環境の整備が求められます。



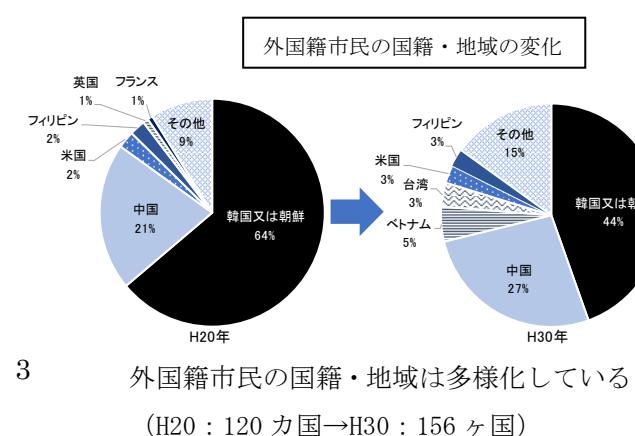
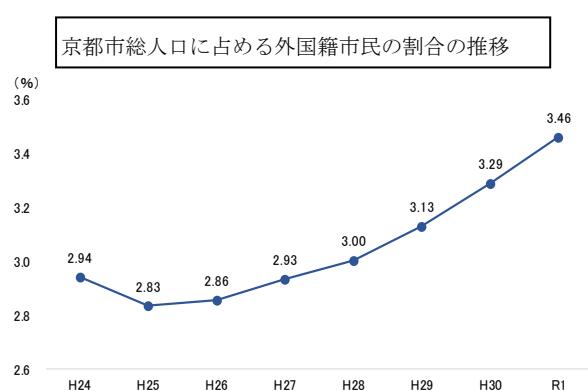
(2) 都市間交流の新しい展開

姉妹都市やパートナーシティ、世界歴史都市連盟等の都市間交流においては、これまでの友好親善を目的とした文化交流に加えて、経済発展や都市の課題解決などにつなげることのできる交流が求められています。また、国際交流が行政のみならず、市民・民間主体でも進むなか、交流団体において、若い世代を中心に担い手が不足していることから、今後、交流の幅を広げ、発展させることのできる人の発掘や国際社会で活躍する人の育成が必要となります。

同時に、新型コロナウイルス感染症などの世界的な流行などを契機として、従来の往来型・対面型の交流に加え、新しい交流のあり方を展開する必要があります。

(3) 外国籍市民等が安心して暮らせる環境整備

京都市人口約146万人のうち、外国籍市民は150箇国以上の国・地域から約4万8千人※となり、その国籍や文化的背景が多様化しています。加えて、「出入国管理及び難民認定法」が改正されることにより、今後さらに増えていくことが予想されています。外国籍市民等と地域住民の間で、言語・文化・生活習慣の違いや受入側の意識に起因するさまざまな課題があるなかで、ともにつながり、異なる価値観を誰もが認め合うとともに、協働しながらまちづくりができる環境を整える必要があります。



第2章 戦略ビジョン

1 「第3期京都市基本計画」で目指す国際都市像

第2期京都市基本計画（2011～2020年）及び京都市国際化推進プラン（2008～2020年）で掲げていた目標を踏まえつつ、2025年に目指すべき姿を以下のとおり掲げ、世界の都市「KYOTO」を目指します。

I 世界を魅了し、国際的な人々が集まるまち

京都が世界に誇る歴史や伝統文化、産業、緑豊かな風土に加え、環境や景観に関する先進的な取組を進める都市として世界を魅了し、留学生やグローバル企業、高度な専門知識や技術・経験などを有する人々が集まるまち

II 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまち

姉妹都市やパートナーシティとそれぞれの都市の特徴を生かした経済交流や芸術交流などが進むとともに、世界平和や人権、環境、歴史文化資産の継承等に関して、都市が抱える共通の課題解決のために、国と国との関係を超えた都市間連携を強め、国際社会に貢献するまち

III さまざまな世代で国際交流の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち

国際交流の中核的施設である京都市国際交流会館をはじめ、あらゆる場所でさまざまな国・地域のひとびとが交流する機会が増え、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層で外国文化への関心や理解が高まるとともに、国外のさまざまな文化や価値観を知り、多面的な視点から物事をとらえられる国際感覚をもった人材が育つまち

IV 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち

あらゆる市民が、異なる文化的背景や考え方、価値観等を認め合うとともに、外国籍市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進め、交流が深まることにより、新たな価値や発想が創造され、豊かな市民生活が送れるまち

国際都市像の実現にあたり、考慮する視点：SDGs、レジリエンス

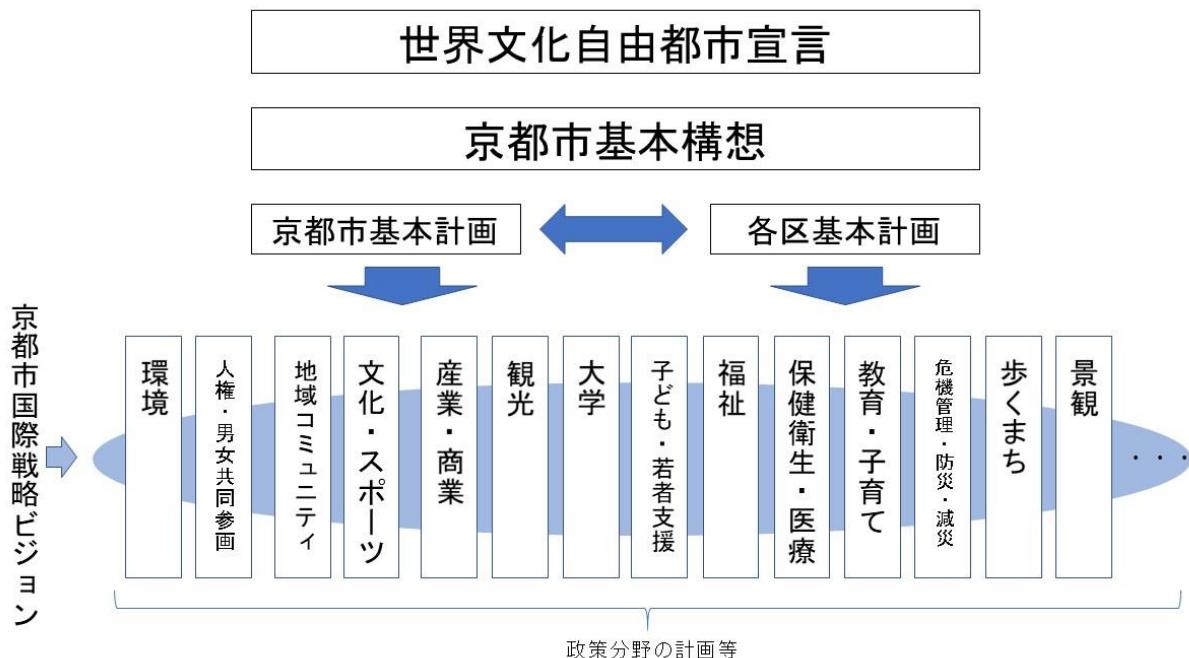
平成27（2015）年9月、国連において気候変動、生物多様性、感染症、紛争など地球規模の課題の解決に向け、2030年までに先進国と発展途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓うSDGsの取組を、全世界で取り組む普遍的なものとして、京都市も積極的に取り組んでいます。



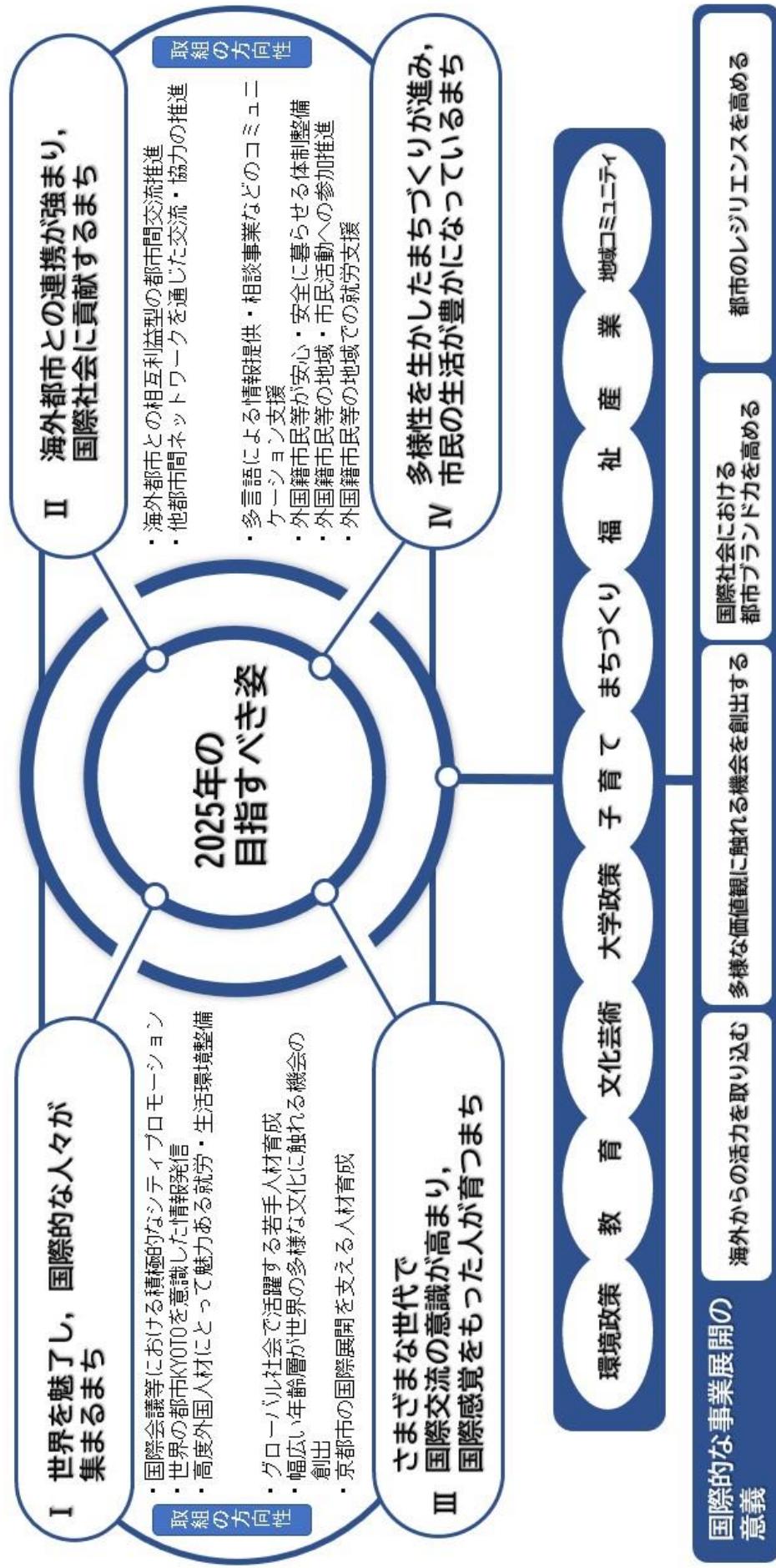
また、人口減少や少子高齢化のみならず、地域コミュニティの希薄化、地震や台風といった自然災害などの都市が抱える課題の中、「持続可能性」とともに、あらゆる危機に対応・克服できる能力を意味する「レジリエンス」がキーワードとなっています。京都市はロックフェラー財団が提唱し、2013-2025年の3箇年で世界100都市を募集した「100のレジリエントシティ」の一都市として選定されました。レジリエントなまちを実現していくため、次の社会を支える担い手をオール京都で育成しています。

2 本戦略ビジョンの位置づけ

各局区等が各政策分野の目標達成に向けて取り組む事業の検討・実施の際に、本戦略ビジョンも踏まえ、事業が展開されるよう、協力しながら進めます。



京都市国際戦略ビジョンのイメージ



3 国際的な事業を展開する意義

国際的な事業※を京都市が国際的な都市としてこれからも持続的に成長していくための「投資」として捉え、以下の4つの意義のもと、総合的に推進します

※海外販路開拓、国際交流、国際協力、多文化共生等に係る事業

(1) 海外からの活力を取り込む

少子高齢化やグローバル化の進展、ライフスタイルの変化が加速する中で、京都市の経済や文化力を成長・発展させていくには、海外市場や世界の先進的な取組など、海外の活力を取り込むことが不可欠である。

(2) 多様な価値観に触れる機会を生み出す

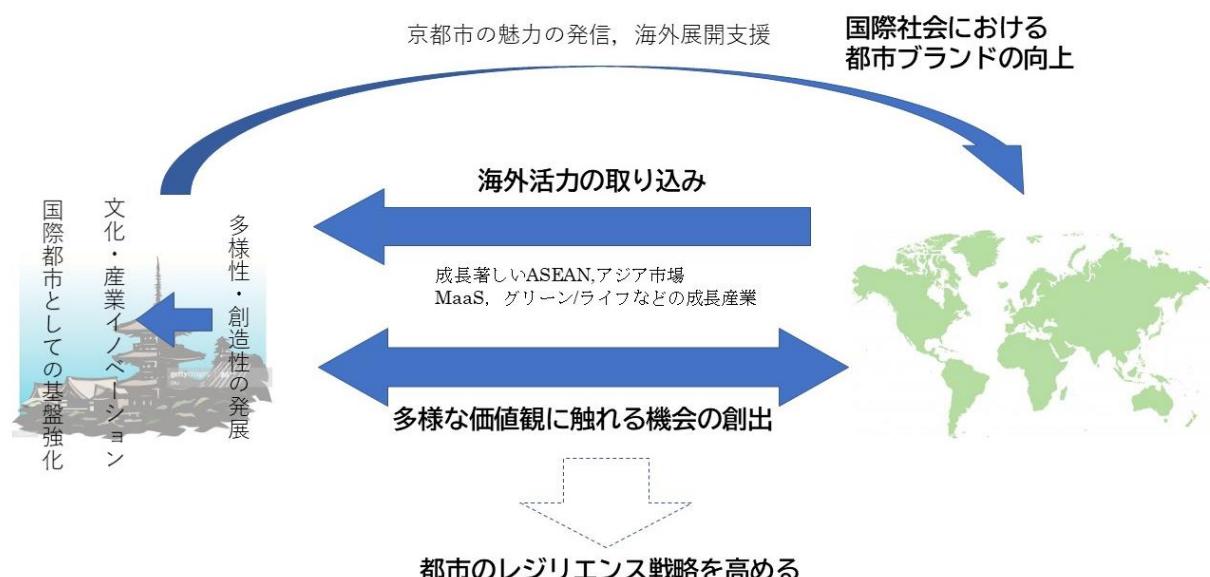
海外の都市や企業・団体、市民との豊富な交流の機会、外国籍市民等が地域の一員として暮らし、多様な考え方が共存する環境など、多様な価値観に触れる機会を生み出すことは、人と人の関係性や経済・文化芸術活動においてイノベーションが起こる原動力となり、個人や地域、企業、ひいては都市の成長につながる。

(3) 国際社会における都市ブランド力を高める

文化遺産の保護と活用の事例や、環境政策、景観政策をはじめ先進的に取り組んでいる分野において、海外の都市と情報や知見を共有し、世界で共通する課題の解決に寄与することは、国際社会における評価の獲得と都市間の良好な関係構築につながり、本市が成長していくための大きな後押しとなる。

(4) 都市のレジリエンスを高める

外国籍市民等が地域社会で輝ける環境をつくることは、災害時等様々な危機に際し、国籍や文化を超えて支え助け合う協力関係の構築につながる。また海外の都市や団体、機関との良好な関係を築き深めることは、非常時や復興時に支えあう、都市のレジリエンスの一つとなる。



4 取組の展開方向

「第3期京都市基本計画」で掲げる4つの目指すべき国際都市像の実現に向け、以下の方向性のもと、取組を推進します。

【目指すべき姿Ⅰ】 世界を魅了し、国際的な人々が集まるまち

【取組の方向性】

(1) 国際会議等における積極的なシティプロモーション

世界歴史都市会議や国際機関による会議等、国内外で開催される国際会議・国際展示会に積極的に参加し、京都が誇る歴史や伝統文化、伝統産業や最先端技術、マンガ・アニメなどのコンテンツ産業などのプロモーションを行います。

世界的な感染症の拡大などで、海外渡航の制限が行われた場合など、国際会議等もオンラインでの開催が推進されることが考えられます。渡航をともなわないことで、財政的な障壁がなくなり、これまで以上に多くの都市が国際会議等に参加しやすくなることが予想される中、本市の国際社会におけるプレゼンスを高めるために積極的かつ効果的な参加を推進します。

(2) 世界の都市 KYOTO を意識した情報発信

世界に誇る歴史文化や先進的な環境施策、特徴ある景観保全の取組など、重要な政策や事業の海外への情報発信を進めます。また、留学生・研究者等のひとつひとつのつながりや多様な媒体を通じ、広く世界に京都の魅力を発信します。

さらに、本市を訪問される各国・都市代表、外資系企業の代表者に対し、市長等によるトップセールスを積極的に行います。

(3) 高度外国人材にとって魅力ある就労・生活環境整備

外国人研究者やアーティスト、企業で働く外国籍の方やその家族が安心して生活できるよう、インターナショナルスクール等の教育環境や、子育て支援の多言語対応などの生活環境を整備します。

取組イメージ

- ・歴史都市連盟会議への参加
- ・周年を迎える姉妹都市への代表団派遣
- ・海外来賓接遇時等におけるシティプロモーションの充実
- ・スタートアップ・エコシステム・グローバル拠点の推進
- ・外国人起業活動促進事業
- ・ジャパンエキスポへの参加
- ・京都国際マンガ・アニメ大賞の実施

写真

【目指すべき姿 Ⅱ】 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまち

【取組の方向性】

(1) 海外都市と相互利益型の都市間交流の推進

姉妹都市やパートナーシティをはじめとする海外都市との交流については、これまでの異文化理解を深めることを目的とした友好親善交流に加えて、共通する課題の解決や経済交流にもつながるような、互いの政策推進につながる交流を、民間企業や市民団体とともに進めます。

(2) 多都市間ネットワークを通じた交流・協力の推進

文化遺産の保護や、地球温暖化対策等の特定の分野やテーマに応じて複数の都市が共通課題に取り組む「多都市間ネットワーク」を通じ、本市の特性をいかした分野での先進的な取組の発信と情報共有をおこない、SDGsの達成に貢献しながら、世界の都市の発展と、地球規模の問題解決に取り組みます。

＜本市が加盟する代表的な多都市間ネットワーク＞

○世界歴史都市連盟（会長都市・事務局 京都市）

文化遺産の保護と活用の両立に向けた取組事例や課題解決方法の共有を行い、世界の都市の発展に貢献。京都市が会長都市を務める。

○グローバル・レジリエンス・シティーズ ネットワーク（GRCN 本部：ニューヨーク）

アメリカのロックフェラー財団がその設立100周年を記念して、2013（平成25）年に「100のレジリエント・シティ」（プロジェクト）を立ち上げ世界中の都市の中から公募によって選んだ100都市からなるネットワーク。

○イクレイ（ICLEI 本部：ボン、ドイツ）

持続可能な社会の実現を目指す1,750以上の自治体で構成された国際ネットワーク。本市は、地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し、その行動の輪を広げていくことを、京都議定書誕生の地である本市の国際的な使命であるとし、同ネットワークを通じて、世界の自治体と連携・協力し、地球規模の温暖化対策の促進に取り組んでいる。また、京都市が東アジア地域理事会日本代表を務める。

取組イメージ

- ・各部署の事業の海外都市連携による実施
- ・姉妹都市との経済交流等の推進
- ・世界歴史都市連盟を通じた世界文化遺産の保存と発展の推進
- ・COPへの継続的な参加
- ・東アジア文化都市との継続的な交流
- ・マレーシアにおける低炭素社会実現に向けた人材育成とネットワーク拠点づくり

（JICA「草の根技術協力事業」）

写真

【目指すべき姿 Ⅲ】 まざまな世代で国際交流の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち

【取組の方向性】

(1) グローバル社会で活躍する若手人材の育成

留学生や海外からの研究者と京都市内の学生が議論できる場を作るとともに、学生が海外で発表する機会を創出します。また、本市へ海外都市の教育分野からの訪問がある際には、積極的に学校交流を組み入れ、青少年の国際理解、国際感覚の醸成につなげます。

(2) 幅広い年齢層が世界の多様な文化に触れる機会の創出

京都市国際交流協会を中心とし、国際交流、多文化共生に係る情報の受発信を積極的に行い、さまざまな外国籍のひとびと市民が交流する機会を増やし、異文化に対する関心と理解を深めるための学習や交流の機会の充実を図ります。

また、市民団体が主体的に行う国際交流や多文化共生の取組が更に活性化するよう、公的機関・国際関係機関との連携や、事業・取組の周知をサポートします。

世界的な感染症の拡大などで、従来のような往来型・対面型の交流の制限があったとしても、国際交流が途絶えることないよう、京都市国際交流協会や、市内にある外国の文化センター、団体等と協力し、交流をサポートします。

(3) 京都市の国際展開を支える府内の人材育成

海外との関わりや外国籍市民等を意識した政策形成能力、海外と交渉できるコミュニケーション能力を持った市職員を育成するため、引き続き国内機関の海外拠点への派遣や多文化共生の意識を向上させるための研修を行うとともに、海外で開催される国際会議等への現場職員の参加を推進します。

取組イメージ

- ・歴史都市会議ユースフォーラムの開催
- ・友好都市青少年会議への市内学生の参加促進
- ・国際交流会館における交流イベントの実施
- ・京都企業と連携した、次代の京都を担う人材育成事業（グローカル人材育成事業）の実施
- ・学生と留学生と地域の連携事業の推進

写真

【目指すべき姿 IV】多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち

【取組の方向性】

(1) 多言語による情報提供・コミュニケーション支援

日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民等に対し、日本語教育の充実をはかるとともに、文化や習慣の相違に配慮しながら、福祉や教育など生活に関わる行政情報のやさしい日本語や多言語での提供を充実させます。また、学校生活においても、日本語学習指導や外国語によるサポートなど、児童生徒や保護者が円滑に意思疎通を図るための支援を引き続き進めます。

(2) 外国籍市民等が安心・安全に暮らせる体制整備

京都市国際交流会館における外国籍市民総合相談窓口をはじめ、区役所窓口での多言語対応を充実させるとともに、地震などの自然災害や感染症への対応などの予防・減災指導や、危機管理事象に関する情報を確実に提供できる情報発信体制の充実、災害時に現場で多言語対応できる体制を整備します。

また、お互いの文化を尊重し、国籍や民族の違いなどにより不当な差別を受けることのない社会の実現を目指します。

(3) 外国籍市民等による地域・市民活動への参加促進

外国籍市民等が持つ異なる文化的背景や考え方を地域の中で共有する機会の創出や、日本語学習などをとおして生活習慣などを学びあう場の提供を進めることで、異なる価値観を認め合い、多様性を活かしながら、協働してまちづくりができる環境を整備します。

(4) 外国籍市民等の地域での就労支援

留学生の京都での就職を支援する取組をはじめ、京都市内の企業による外国人労働者の雇用が円滑に進むように支援をするとともに、就労した外国人が安心して働くことのできる環境づくりを進めます。

取組イメージ

- ・外国籍市民総合相談窓口の充実
- ・日本語教育の充実
- ・外国人児童生徒等に対するサポートの実施
- ・区役所窓口における多言語対応タブレット配置
- ・災害時緊急速報、ハザードマップの多言語化
- ・審議会への外国籍市民委員の参加促進
- ・留学生就職支援

写真

第3章 指標・推進体制

1 指標

本市が国際社会状況の変化にも柔軟に対応できるものとして策定する本ビジョンにおいて、2025年に目指すべき姿の実現度を把握する目安として、ビジョンの都市像ごとに以下のモニタリング指標を設けて定期的・継続的に検証していきます。

モニタリング指標	現況値	関連する都市像
京都市総人口	1,466,264人（令和元年）	ビジョン全体
外国籍市民の国籍数	154箇国・地域（令和元年）	目指すべき姿I
コンベンション開催件数	35件（令和元年）	
コンベンション参加者数	193,585人（令和元年）	
外国籍市民数に占める高度外国人材の割合※1	9.8%（令和元年）	
京都市市民生活実感調査 「京都には、世界から留学、ビジネス等を目的として訪れるひとびとを引き寄せる魅力と、受入環境がある」と感じる市民の割合※2	62.5%（令和元年）	
世界歴史都市連盟加盟都市数	119都市 65箇国・地域（令和元年）	目指すべき姿II
京都市市民生活実感調査 「京都は、文化資産の継承、環境にやさしい取組などを通して、平和都市として国際社会に貢献している」と感じる市民の割合※2	56.0%（令和元年）	
市民主体の事業への後援名義許可数※3	★件（令和元年度）	目指すべき姿III
京都市国際交流会館におけるセミナー・イベント参加者数	99,262人（令和元年度）	
外国人留学生数（大学、短大、日本語学校）	14,252人（令和元年）	
京都市市民生活実感調査 「京都では、市民、民間レベルでのさまざまな国際交流が盛んである」と感じる市民の割合※2	49.5%（令和元年）	
外国籍の住民基本台帳登録者数	総数 48,773人（令和元年） 永住者数 5,935人（令和元年） 留学生数 12,922人（平成30年）	目指すべき姿IV
外国籍児童生徒数（公立小学校～高校）教育調査統計）	836人（令和元年）	
京都市総人口に占める外国籍市民の割合	3.46%（令和元年）	
京都市市民生活実感調査 「国籍、民族、文化等が違っても互いに理解し合い、ともにいきいきとくらせるまちになっている」と感じる市民の割合※2	35.9%（令和元年）	

※1 在留資格のうち、外国人在留資格のうち、以下の項目資格保有者数が総外国籍市民人口に占める割合

「教授」、「芸術」「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療、研究」、「教育、技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「介護」及び「高度専門職1号、2号」

※2 「そう思う」「どちらかというとそう思う」と回答した割合

※3 市民主体の事業のうち、国際交流、国際協力、多文化共生、海外販路開拓に係る事業への後援名義許可数

2 戰略ビジョンの推進体制

2025 年に目指すべき姿の実現に向け戦略ビジョンを機動的に進めていくため、府内の各局区等の長で構成する会議を設置するとともに、国際交流・協力、多文化共生のワーキンググループを設け、全庁横断的に情報共有、事業の協働に取り組みます。

また、外部有識者会議において、戦略ビジョンに関する取組状況の報告を行い、意見聴取し、府内へフィードバックするとともに、各種団体機関・市民・京都市国際交流協会と連携していくことで、国際政策に関する取組を確実に推進します。

資料編

1 京都市の国際政策の歩み

時期・対象期間	政策等	内容
1978年	世界文化自由都市宣言	文化による世界平和の実現を希求。本宣言をあらゆる政策の最上位の都市理念と位置付け
1989年	京都市国際交流会館	市民レベルの幅広い国際交流活動を推進するための拠点として設立
1990年	京都市国際交流推進大綱	世界自由都市宣言を具現化するため策定し、数々の施策に取組む。
1994年	世界歴史都市連盟 設立	京都市に事務局を置く
1997年～2007年	京都市国際化推進大綱	多文化共生の観点を追加
2008年～2020年	京都市国際化推進プラン 京都市国際化推進プラン改訂版	大綱策定後10年間に生じた国際情勢を巡る情勢の変化とそれに伴う課題を踏まえて、策定、2014年に見直し。
2019年	多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム設置	2019年4月に施行された「入国管理及び難民認定法」を踏まえ、企業等における外国人材の受け入れに係るニーズの把握、増加が予想される外国籍市民等と、市民生活や地域コミュニティとの調和を図るための方策を全庁一体となって検討するため設置

2 京都市の姉妹都市

都市名	国名	提携年
パリ	フランス共和国	1958年
ボストン	アメリカ合衆国	1959年
ケルン	ドイツ連邦共和国	1963年
フィレンツェ	イタリア共和国	1965年
キエフ	ウクライナ	1971年
西安	中華人民共和国	1974年
グアダラハラ	メキシコ合衆国	1980年
ザグレブ	クロアチア共和国	1981年
プラハ	チェコ共和国	1996年

3 京都市のパートナーシティ

都市名	国名	提携年	提携分野
晋州	大韓民国	1999年	学術・教育
コンヤ	トルコ共和国	2009年	文化・芸術
青島	中華人民共和国	2012年	経済、環境、文化、スポーツ、教育
フエ	ベトナム社会主義共和国	2013年	学術、教育、福祉
イスタンブール	トルコ共和国	2013年	学術研究・教育
ビエンチャン特別市	ラオス人民民主共和国	2015年	学術研究

4 これまでの主な国際的な事業

時期・期間	政策等
1984年～	公益財団法人稻盛財団が日本発の国際賞「京都賞」を創設
1997年	京都議定書がCOP3で採択
2005年	気候変動に関する世界市長首長講義会設立
2017年	東アジア文化都市2017を中国・長沙市、韓国大邱広域市と開催 地球環境京都会議(KYOTO+20)開催
2019年	IPCC第49回総会京都市開催記念シンポジウム 2050年ごろまでに二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5°Cを目指す京都アピール」を発表 ICOM(国際博物館会議)が日本で初めて、京都で開催 第4回「国連世界観光機関(UNWTO)／ユネスコ 観光と文化をテーマとした国際会議」(主催:国連世界観光機関及びユネスコ)が京都市で開かれ、「観光・文化京都宣言」が採択

5 海外や国際関連事業との協定等一覧(姉妹都市、パートナーシティ提携除く)

分野	名称	相手方
SDGs	持続可能な開発目標(SDGs)の実現および京都市が抱える社会課題の解決を目指し、連携を図るための覚書(2020)	国連大学
観光	ロムアルド・デル・ビアンコ財団との相互協力覚書(2019)	ロムアルド・デル・ビアンコ財団(イタリア)
産業	京都市、公益財団法人京都高度技術研究所(ASTEM)、BioLabsによる協力覚書(2019)	BioLabs(アメリカ)
議会・市民交流	京都市会と台南市議会との友好交流に関する協定書(2018)	台南市議会(台湾)
文化	東アジア文化都市2017京都共同宣言(2017)	長沙市、大邱広域市
動物	京都市動物園とラオス人民民主共和国天然資源環境省森林資源管理局CITES室との間の日本とラオスの人材交流、環境教育、研究協力に係る覚書(2015)	ラオス人民民主共和国天然資源環境省森林資源管理局CITES室
動物	ラオス国立大学林学部と京都市動物園と京都大学野生動物研究センターとの間の学術交流および研究協力のための覚書(2014)	京都大学野生動物研究センター、ラオス国立大学林学部
動物	日本国京都市動物園及びラオス人民民主共和国天然資源・環境省森林資源管理局による「京都市動物園におけるゾウ繁殖プロジェクト」に関する覚書(2013)	ラオス森林資源管理局

6 外国籍市民数及びその京都市人口に占める数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
割合	2.67%	2.67%	2.94%	2.83%	2.86%	2.93%	3.00%	3.13%	3.29%	3.46%
京都市人口	1,386,458	1,384,585	1,383,497	1,422,941	1,420,719	1,419,474	1,418,340	1,415,775	1,412,570	1,409,702
外国籍住民	37,075	36,970	40,676	40,323	40,565	41,609	42,567	44,282	46,451	48,773

7 外国籍市民の国籍・地域別数の推移（人）

	2008	登録者数	2013	登録者数	2018	登録者数
1位	韓国又は朝鮮	26,272	韓国又は朝鮮	23,443	韓国又は朝鮮	20679
2位	中国	8,630	中国	9,401	中国	12396
3位	米国	1,000	米国	924	ベトナム	2343
4位	フィリピン	923	フィリピン	863	台湾	1608
5位	英国	315	台湾	771	米国	1211
6位	フランス	313	ベトナム	508	フィリピン	1180
	その他	3,670	その他	4,413	その他	7034

8 外国籍市民の在留資格別の推移（人）

在留資格	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別永住者	25,672	25,006	24,154	23,479	22,870	22,218	21,720	21,116	20,593	20,071	19,497	18,876	18,226	17,706	17,122
留学	4,563	4,419	4,357	4,436	4,971	6,450	7,358	7,655	7,883	8,246	9,115	9,761	10,785	12,153	13,289
永住者	3,200	3,552	3,701	3,913	4,095	4,257	4,472	4,739	4,836	4,999	5,124	5,257	5,338	5,635	5,935
家族滞在	1,385	1,391	1,354	1,397	1,427	1,497	1,507	1,501	1,366	1,366	1,458	1,608	1,864	1,930	2,164
日本人の配偶者等	1,623	1,603	1,611	1,619	1,619	1,558	1,526	1,385	1,352	1,339	1,358	1,431	1,485	1,491	1,496
人文知識・国際業務 (現「技術・人文知識・国際業務」)	856	856	835	823	787	793	824	822	842	961	1,471(※)	1,771	2,153	2,656	3,114
定住者	722	643	639	606	676	676	674	649	674	686	711	716	725	724	728
教授	647	663	667	711	705	668	677	682	579	542	552	560	588	580	579
技能実習													896	1,220	1,698
特定技能															9
その他	2,712	2,638	2,553	2,586	2,584	2,517	2,353	2,127	2,198	2,355	2,323	1,726	1,597	2,356	2,639
総数	41,380	40,771	39,871	39,570	39,734	40,634	41,111	40,676	40,323	40,565	41,609	42,567	44,282	46,451	48,773

※入管法の改正により、平成27年4月1日から「技術」と「人文知識・国際業務」が統合され、「技術・人文知識・国際業務」という資格に統一された。そのため、平成27年の登録者数は「技術」「人文知識・国際業務」(平成27年1月～3月)と「技術・人文知識・国際業務」(平成27年4月～)を合わせた数を記載している。

※技能実習生を違法に労働させるといった問題が社会問題化していることや、本市の外国籍の登録者数のうち、在留資格が「技能実習」である登録者が一定数いることを踏まえ、平成29年から内訳に「技能実習」を追加した。

※令和元年から内訳に「特定技能」を追加した。